

坂田社労士事務所便り

「後期高齢者医療制度」の見直しについて

◆廃止法案が参議院で可決

75 歳以上を対象に4月から導入され何かと話題になっている「後期高齢者医療制度」ですが、民主、共産、社民、国民新の野党4党は「後期高齢者医療制度廃止法案」を参議院に提出し、6月上旬の本会議で賛成多数で可決され、衆議院に送られました。これに対し、与党は、衆議院で否決や廃案とはせず継続審議とする方針を示しています。世論に配慮するためだといわれています。

◆政府・与党の見直し・改善策が決定

政府・与党は、後期高齢者医療制度の見直し策を決めました。主な見直しの内容は以下の通りです。

<保険料軽減措置の拡充>

被保険者全員が年金収入年80万円以下の世帯については、来年度からは均等割部分の9割（今年度は8割5分）が軽減されます。また、年金収入が153万円から210万円については、来年度からは保険料の所得比例部分を5割程度軽減するとしています。

<年金からの保険料天引きの一部見直し>

国民健康保険料を滞納せずに確実に納付してきた人については、本人口座からの引き落としが認められます。また、年金収入が年180万円未満の人については、世帯主や配偶者らが肩代わりして口座引き落としを選択できるようになります。天引きの見直しの実施時期については、早くても今年の10月以降のようです。

◆財源は不明確

上記の見直し・改善策は正式に決定されたものですが、今年度560億円、来年度以降360億円ともいわれる財源については、不明確との指摘があります。



また、先送りされた事項（保険料の軽減を判定する年収基準、年金天引きを免除する要件など）もあり、今後の動向が注目されるところで

増加する精神疾患・過労自殺の労災認定

◆長時間労働や仕事上のストレスによる精神疾患

過労や職場のストレスが原因でうつ病などの精神疾患にかかり過労自殺した（未遂を含む）として、2007年度に労災認定された人は前年度を15人上回る81人となり、2年連続で過去最悪となりました。過労自殺者を含む精神疾患の労災認定者も268人と、前年度比3割増となっています。

厚生労働省は、「長時間労働に加え、仕事の重圧なども精神疾患の原因になる」として、労働環境の改善を求めています。

◆過労死と過労自殺

過労死や過労自殺の定義を整理してみましょう。

「過労死」は、働き過ぎが原因で、心筋梗塞や脳梗塞など心臓や脳の疾患を発症し死亡するもので

す。認定基準としては、「発症前1カ月に100時間または2～6カ月間に月80時間を超える時間外労働があれば関連性が強い」とされています。

「過労自殺」は、過労や職場でのストレスからうつ病などの精神疾患となり、自殺に至るものです。原則として発症前6カ月の間に、長時間労働や仕事の量・質の大きな変化、重大なミス、出向やセクハラなどの業務上の強いストレスがあったことが認定の要件となります。

今回の調査では、脳梗塞などの脳・心臓疾患で労災認定された人は前年度から1割増えて392人（うち死亡したのは142人）と、過去最悪となりました。

◆精神疾患増加の理由とその対処法

2007年度は精神疾患の労災申請数が前年度比16.2%増の952人、一方、脳・心臓疾患の申請は0.7%減の931人で、調査開始以来初めて、過労による精神疾患の申請が脳・心臓疾患を上回ることとなりました。

精神疾患の労災認定者の1カ月平均残業時間について、80時間以上だった人は111人でした。一方、20時間未満の人も72人いましたが、「長時間労働だけでなく職場のいじめや過剰なノルマなどで精神疾患になるケースもある」という声もあり、一概に時間外労働の多寡だけでは判断しにくいところです。

労働者の精神疾患が増える背景には、企業が目先の発症者対策に追われ、長時間労働が減らないという根本的問題があります。また、個人主義や「勝ち組」「負け組」といった考え方が横行し、会社の中で連帯して集団的に問題を解決する能力が低下していることも一因といえるでしょう。

精神疾患は薬だけで治るものではありません。ものの見方や感じ方を修正するカウンセリングの実施など、職場や家族が一体となって取り組んでいくことが必要です。

非正社員を正社員に転換させた場合に 支給される助成金

◆改正パート労働法と正社員への転換

今年4月1日から施行されている改正パート労働法では、パート労働者の通常の労働者（正社員）への転換を推進するための措置を講ずるよう、事業主に義務付けています。最近では、製造業、飲食店、宿泊業、サービス業などでパート労働者を正社員へ転換させる企業も増えています。

改正法の施行を機に、非正社員を正社員化する動きはますます広がっていきそうですが、この改正にあわせて新たな助成金が創設されています。

◆非正社員の正社員化で助成金

厚生労働省は、「中小企業雇用安定化奨励金制度」を創設しました。

中小企業の事業主が、パート労働者や契約社員などの契約労働者（非正規社員）を新たに正社員として転換させる制度を就業規則などに定めて、実際に正社員に転換させた場合に、一定の金額が奨励金として支給されるものです。

◆支給額の2つのパターン

＜転換制度導入事業主＞

新たに転換制度を導入し、かつ、この制度を利用して、直接雇用する有期契約労働者を1人以上正社員に転換させた場合に、一事業主について35万円が支給されます。

＜転換促進事業主＞

転換制度を導入した日から3年以内に、直接雇用する有期契約労働者を3人以上正社員に転換させた場合に、対象労働者1人について10万円が支給されます（10人を限度）。

◆支給対象となる事業主、要件

中小企業事業主で、雇用保険適用事業主であることが必要です。そして非正社員を正社員に転換させる制度を、新た（平成20年4月1日以降）に労働協約または就業規則に定め、かつ、1人以上正社員に転換させる必要があります。